

平成22年(ネ)第1779号 各損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人 [REDACTED] 外112名

被控訴人 株式会社日本経済新聞社外3名

### 準備書面 1

(被控訴人日本経済新聞社)

平成22年9月15日

東京高等裁判所

第23民事部 御中

被控訴人株式会社日本経済新聞社訴訟代理人弁護士 高島 志郎



同弁護士 富来 真一郎



本準備書面では、平成22年7月12日付控訴人ら第1準備書面に対して反論する。

第1 「第1 商品の無理解と社会経済知識の欠如から生じる『特段の事情』の有無についての判断の誤り(本件の広告対象商品を正しく理解したうえで、健全な社会経済常識に照らせば、本件商品の安全性に強い疑問が生じないことはあり得ないこと)」に対して

1 「1 本件匿名組合契約はファイナンス・リースであること」に対して  
控訴人らは、控訴人らと設備社又はシステム社との間で締結されていた匿名組合契約がファイナンス・リース契約であることは、平成電電と設備社又はシステム社とのリース契約書から明らかであると主張している。

しかしながら、控訴人らも認めているとおり、平成電電とリース契約書

を締結したのは設備社又はシステム社であり、控訴人らではなかった（そのため、リース契約に基づくリース物件の引渡請求権を有していたのは平成電電であり、リース物件の引渡義務を負っていたのは設備社又はシステム社であった。また、リース契約に基づくリース料支払請求権を有していたのは設備社又はシステム社であり、リース料支払債務を負っていたのは平成電電であった。すなわち、控訴人らは、リース契約に基づく債権を何ら有しておらず、また、何ら債務を負っていなかったのである。）。

また、控訴人らも認めているとおり、控訴人らが設備社又はシステム社との間で締結した契約は、匿名組合契約であってリース契約ではなかった。そして、控訴人らが匿名組合契約に基づき負っていた義務はリース物件の引渡義務などではなく営業者である設備社又はシステム社に対する出資義務であり、また、有していた権利は定額のリース料支払請求権ではなく受領が保証されていない利益分配請求権と元本保証がされていない出資金返還請求権であった。すなわち、控訴人らは、匿名組合契約との関係においても、リース契約に基づく債権を何ら有しておらず、また、何ら債務を負っていなかったのである。

したがって、控訴人らと設備社又はシステム社との間で締結されていた匿名組合契約は文字通り匿名組合契約であって、ファイナンス・リース契約などではないことは明らかである。

## 2 「2 本件商品の理解に欠けていた事実」に対して

### (1) (1) に対して

(1) に記載の内容は、被控訴人日本経済新聞社に対するものではないため特に反論を要しない。

### (2) (2) に対して

控訴人らのいうところの「本件商品」なるものが何を意味しているのかは明らかではないが、前述したとおり、控訴人らと設備社又はシステム社

との間で締結されていた匿名組合契約がファイナンス・リース契約などではないことは明らかであるから、当該匿名組合契約をファイナンス・リース契約とする控訴人らの主張には契約関係に対して重大な誤認がある。

(3) (3) に対して

控訴人らは、「平成電電が約定とおりにリース料を設備社等に支払う限りは、出資者に対する元本の返済も配当の支払も確実にされるものである。」と主張しているがそのような事実は存しない。

また、控訴人らは、被控訴人日本経済新聞社の主張内容を引用しているが、その引用内容は正確なものとなっていない。被控訴人日本経済新聞社の主張内容は「控訴人らは、本件匿名組合契約の仕組みがファイナンス・リースであるとして、平成電電が匿名組合の組合員に対して元金及び8%の配当を必ず支払うことが前提になっていたかのように主張し、金融機関の貸出金利等との比較を論じているが、リース契約が締結されていたのは平成電電と匿名組合の営業者との間であり、匿名組合契約においては、一定の配当についてもこれを確実に行うことは合意されておらず、元本の保証もなされていないのであって、その比較自体、全く意味のないものである。」とのものである。

3 「3 出資金は平成電電への貸出金に他ならないこと」に対して

控訴人らは、本件ファイナンス・リースに対する匿名組合員の資金提供は年8%や年10%で貸し出しを行っていることと同じ意味であると主張している。

しかしながら、控訴人らにおいても争いのないところと思われるが、控訴人らと設備社又はシステム社との間で締結されていた契約は匿名組合契約であった。そして、当該匿名組合契約においては、匿名組合員であった控訴人らに対して、利益分配請求権に基づく利益分配に関して定額の配当受領などは保証されておらず、また、出資金返還請求権に基づく出資金の

返還に関して元本保証がされていなかったのである。この点、控訴人らの主張は、配当を出資金に対する利息と、出資金を元本と擬制し、さらに、配当は定額の受領ができ、出資金は元本全額が返還されるとの事実関係を前提に成り立っているといえるが、前述したとおり、配当の定額受領も出資金の元本返還も全く保証されていないのである。

したがって、控訴人らによる出資金は、文字とおり営業者である設備社又はシステム社に対する匿名組合契約に基づく出資金であって、元本保証と定額の利息の受領が保証された平成電電への貸出金などではないことは明らかである。

なお、甲G第75号証は、平成電電の破産手続に関して、控訴人らが届出をした破産債権に関する破産債権査定異議事件にかかる判決であるところ、その内容を見ると、控訴人らは、破産債権を平成電電に対する貸出金ではなく不法行為に基づく損害賠償請求権として届出を行っており、裁判所も破産債権を平成電電に対する貸出金ではなく不法行為に基づく損害賠償請求権として認められるかを判示していることが認められる。このことから、控訴人らは、本件訴訟において出資金は平成電電への貸出金に他ならないなどと主張しているが、出資金が貸出金には該当しないことを当然に認識しているといえる。

#### 4 「4年8%、年10%（実質年率16.8%）の意味」に対して

控訴人らの主張は、①控訴人らと設備社又はシステム社との間で締結されていた匿名組合契約がファイナンス・リース契約であること及び②控訴人らの出資金が平成電電に対する貸出金であることが前提になっているように思われる。

しかしながら、前述したとおり、控訴人らと設備社又はシステム社との間で締結されていた匿名組合契約はファイナンス・リース契約ではないしまた、控訴人らの出資金は平成電電に対する貸出金でもない。

したがって、控訴人らの主張は失当である。

5 「5 新保教授の見解」に対して

上記4の記載と同様である。

第2 「第2 被控訴人らが新聞広告に虚偽の決算金額を掲載していたこと」  
に対して

1 1に対して

控訴人らは、甲G第75号証の東京地方裁判所の判決内容について言及しているところ、当該判決において不法行為と認定された行為は平成電電による行為（重要事実を隠ぺいし、虚偽の説明をしたことによる説明義務違反行為）であって（甲G第75号証の8頁目5行目以下参照。）、被控訴人らの行為ではない。

また、控訴人らは、被控訴人日本経済新聞社が新聞広告に虚偽の数字を表示したかのような主張を行っているが、虚偽の数字を表示したのは広告主である設備社又はシステム社であって被控訴人日本経済新聞社ではない（新聞広告の表示主体は新聞社ではなく広告主である。だからこそ、新聞社が表示を行う主体となる記事の部分と広告主が表示を行う主体となる広告の部分とは紙面上明確に区別されており、また、記載されている内容から広告が記事であるとの誤解を読者から受ける恐れのある場合には広告である旨の注記を入れることにより表示の主体（表示の主体は新聞社ではなく広告主であること）が明示されているのである。）。なお、控訴人らの主張内容からは明らかではないが、設備社又はシステム社が虚偽の数字を表示していたことは平成電電の破産手続において初めて公に明らかとなったところ、結果として被控訴人日本経済新聞社の発行する新聞に設備社又はシステム社によって虚偽の内容を含む広告が表示されたことをもって被控訴人日本経済新聞社に不法行為が成立するとの主張を控訴人らが行おう

としているのであれば、それは日本コーポ事件における最高裁判所判決において明確に否定されている広告内容の真実性に対する一般的調査確認義務の存在を前提とするものであるから失当である。

## 2 2に対して

控訴人らが指摘している審査報告書（乙第Gに8号証）の1頁目に記載されている内容は、財団法人新聞広告審査協会が一般論として契約締結前に出資者に対して適切な情報開示と十分な説明が必要であることを述べているに過ぎず、新聞広告においてそのような対応を求めているものではない。

審査報告書において、表示の修正を求められた事項は、11頁目の「IV. 広告の表示」に記載されている4点のみであって、それ以外の表示については「5. 他の表示は問題ないと思われる。」とされている。

なお、審査報告書にて指摘されている「匿名組合契約による出資は、証券取引法に規定する有価証券ではなく、また金融商品の販売に関する法律にある金融商品の販売にも該当しない。この契約は投資家、預金者、保険契約者等にたいする保護の対象にはならない。逆に出資者は自らの出資金の範囲において、リスクを負う可能性もある。」との点については、新聞広告において、【投資のリスク・留意事項】として、「元本及び配当の保証がないこと。」などが記載されており、審査報告書の指摘内容に合致したものとなっている。

## 3 3に対して

控訴人らは、「被控訴人らは、平成電電の信用の基礎となる金額＝本件商品の勧誘において最も重要な情報である平成電電の決算の数字について、その真実性の確認をせず、一般投資家に誤った情報を流し続けていたのである。」、「被控訴人らが投資判断に不可欠な数字を記載する以上は、その数字の真実性を確認すべき義務があった。」などと主張している。

しかしながら、控訴人らの主張は、日本コーポ事件における最高裁判所

判決において明確に否定されている広告内容の真実性に対する一般的調査確認義務の存在を前提とするものであるから失当である。

また、控訴人らは、「審査報告書では、本件商品の一般的な特性から、適正な情報開示が必要であると指摘されている」と主張している。

しかしながら、前述したとおり、控訴人らが指摘している審査報告書(乙第Gに8号証)の1頁目に記載されている内容は、財団法人新聞広告審査協会が一般論として契約締結前に出資者に対して適切な情報開示と十分な説明が必要であることを述べているに過ぎず、新聞広告においてそのような対応を求めているものではない。

なお、控訴人らが提出する甲G第76号証は、それ自体、公表されていないものではないし、そこに記載されているのは、主に、新聞広告にも正確に記載されている匿名組合の仕組みに関する質問、及び、平成電電の民事再生手続開始申立を受けての質問に過ぎないのであるから、その存在も日本コーポ事件における最高裁判所判決にいう「特段の事情」の存在を基礎付けるものとはならない。

### 第3 「第3 マンション販売広告(当時)と投資勧誘広告との相違」に対して

#### 1 「1 そもそも、マンション販売広告とは注意すべき事項が異なること」に対して

控訴人らは、広告対象となる商品が異なれば広告を掲載する新聞社の義務の内容、責任の内容が異なると主張するようであるが失当である。

日本コーポ事件における最高裁判所判決は広告内容の真実性に対する一般的調査確認義務の存在を明確に否定しているところ、広告対象となる商品が異なったとしても判示内容が変わることはない。

#### 2 「2 新聞広告と契約との関係」に対して

控訴人らは、「日本コーポ判決が『読者らが右広告を見たことと当該広告にかかる取引をすることとの間には必然的な関係があるということとはでき(ない)』というのは、まさに、マンション販売だからである。」と主張している。しかしながら、日本コーポ事件における最高裁判所判決は「元来新聞広告は取引について一つの情報を提供するものにすぎず、読者らが右広告を見たことと当該広告に係る取引をすることとの間には必然的な関係があるということとはできず、とりわけこのことは不動産の購買勧誘広告について顕著であって、」と判示していることから明らかなように、「読者らが右広告を見たことと当該広告に係る取引をすることとの間には必然的な関係があるということとはできず、」との部分は広告と取引の一般論について判示されたものであって、マンション販売という特定の商品にかかる広告と取引に限定して判示されたものではない。

また、控訴人らは、「本件商品は投資商品であり、新聞広告だけを見て購入を決める読者（一般の消費者、一般の投資家）がいるであろうことは容易に推測される」、「日本コーポ事件のように広告と契約との必然的な関係が無いなどということとはできない。」、「投資商品の広告では、その広告の記載内容を信頼して契約を締結する可能性が極めて高いという現実」などを主張しているが、いずれも偏った独自の見解に過ぎない。

さらに、控訴人らは、読者らが広告を見たことと匿名組合契約を締結したこととの間には必然的な関係があったとの主張をしている。しかしながら、控訴人らも認めているとおり、控訴人らは、単に新聞広告を見ただけではなく、取り寄せたパンフレットを見たり、また、説明会に参加して説明を受けたりした上で、最終的には契約書に記載されている内容を確認し、契約書に署名押印をして匿名組合契約を締結しているのである。当然、広告を見たが匿名組合契約を締結しなかった者、取り寄せたパンフレットを見たが匿名組合契約を締結しなかった者、説明会に参加して説明を受けたが匿名組合契約を締結しなかった者、最終的に契約書の内容を確認したが



匿名組合契約を締結しなかった者もいたといえる。したがって、読者らが広告を見たことと匿名組合契約を締結したこととの間には必然的な関係は何らないのである。

加えて、控訴人らは、「被控訴人らは、当該広告対象商品の内容を正しく理解したうえで、読者が不測の損害を被らないようにすべき義務がある」と主張している。しかしながら、控訴人らの主張は、日本コーポ事件における最高裁判所判決において明確に否定されている広告内容の真実性に対する一般的調査確認義務の存在を前提とするものであるから失当である。

### 3 「3 不測の損害の原因」に対して

控訴人らの主張しようしている内容は明らかではないが、違法な勧誘行為を問題としているのであれば、それは勧誘行為者であった設備社又はシステム社との間の問題であって、被控訴人らとの間で問題となるものではない。

### 4 「4 不測の損害を発生させる原因についての調査義務」に対して

#### (1) (1) に対して

控訴人らは、読者らが広告を見たことと匿名組合契約を締結したこととの間には必然的な関係があったことを前提に主張を展開しているところ、そのような前提がないことは前述したとおりであり、控訴人らの主張は失当である。

また、控訴人らは、甲G第79号証の文献に記載されている「利殖商法の誇大宣伝であれば、あやしいのではないかと調査確認はある程度可能である。」との内容を引用し、「投資商品の広告＝誇大宣伝」との主張を行っているようであるが、投資商品の広告を全て誇大宣伝とすることができないことは明らかである。

#### (2) (2) に対して

控訴人らは、読者らが広告を見たことと匿名組合契約を締結したこととの間には必然的な関係があったことを前提に主張を展開しているところ、そのような前提がないことは前述したとおりであり、控訴人らの主張は失当である。

また、控訴人らは、甲G第79号証の文献に記載されている内容を引用して主張を展開しているが、引用部分は仮定の部分に過ぎないため（甲G第79号証では「このように、メディアには広告内容の調査確認義務があるとすれば」と記載されている。）、控訴人らの主張を基礎付けるものとはなりえない。

以上から、投資商品が一般的に「あやしい」ものであることを前提に、新聞社に、「『あやしくない』ことの資料提供を受けるまで、広告掲載を拒否する義務」があるなどということができないことは明らかである。

(3) (3) に対して

控訴人らは、「『あやしい』のであれば、『あやしくない』ことの資料提供を受けるまで、広告掲載を拒否する義務があるというべきである。」との主張を前提にしているところ、かかる主張が失当であることは前述したとおりである。

以上